### 苫小牧市スポーツマスターに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツの分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著な者に対してその功績と栄誉を称えるとともに、市民に夢を与え、本市のスポーツ振興を図ることを目的とする。

(資格)

第2条 市民、又は過去に市民であった者のうち、オリンピック・パラリンピックその他の国際的又は全国的な競技会等において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著である者に対して、苫小牧市スポーツマスター (以下「スポーツマスター」という。)の称号を贈る。

(決定方法)

第3条 スポーツマスターは、市スポーツ推進室が選出した候補者の中から、苫小牧市スポーツマスター選考会議 (以下「選考会議」という。) の推薦を受けて、市長が決定する。

(選考会議)

- 第4条 スポーツマスターの選考に関し広く意見を聞くため、必要に応じて 苫小牧市スポーツマスター選考会議を開催する。
- 2 選考会議は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する10人以内の者をもって行う。任期は3年とする。ただし、補欠の場合は前任者の残任期間とする。
  - (1) 学識経験者
  - (2) スポーツ関係団体の代表者
  - (3) その他市長が適当と認める者
- 3 選考会議の議長は、会議において互選により決定する。
- 4 議長は選考会議を代表し、会務を総理する。
- 5 選考会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(スポーツマスター章の授与)

- 第 5条 スポーツマスターに対しては、スポーツマスター章としてエンブ レムレリーフ付の盾及びブレザーを授与する。
- 2 スポーツマスターは活動中にはブレザーの着用に努めることとする。
  ただし、競技中等の着用が困難な場合はこの限りではない。

# (活動内容)

- 第6条 スポーツマスターは、市及び団体等が行う講演会、講習会及び実 技指導等に協力するものとする。
- 2 協力期間は3年間とするが、再期間延長も可能とする。

### (派遣)

- 第7条 要請に対する派遣は年間1人3回までとする。
- 2 派遣は市内の個人・団体が苫小牧市総合政策部スポーツ推進室に主催 する教室等の事業内容がわかる要項等を提出し、依頼するものとする。

## (費用)

第8条 旅費及び謝礼等の招聘に係る費用は実施団体が負担する。ただし、スポーツマスター活動中の傷害保険等の招聘以外に係る費用については 市で負担する。

#### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、スポーツマスターに関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- この要綱は、平成7年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成29年4月1日から実施する。